

水道の開始と中止

引っ越しの際の開始・中止の手続き

転入の場合

水道開始の手続きはホームページからの電子申請、または、宗像地区上下水道料金センターへの連絡いずれかの方法で行ってください。
あらかじめ新居に「使用開始届はがき」があれば、それに氏名、使用開始年月日などを記入し郵便ポストに投函してください。

転出の場合

引っ越しの2～3日前（土曜・日曜日、祝日を除く）までに、電話などで引っ越し日を宗像地区上下水道料金センターまで連絡してください。
引っ越し当日（土曜・日曜日、祝日を除く）に自宅にお伺いし、精算します。

新築の際の開始手続き

新築の場合、施工業者が水道開始手続きを代行するケースが多くみられますが、建売の場合などは念のために宗像地区上下水道料金センターまで御連絡ください。

問い合わせ 宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026

宅地内で使用中の「鉛管」「ポリエチレン一層管」について

近年、宅地内で敷設されている給水管*としては、ポリエチレン二層管が主流ですが、昭和54年度以前施工分では鉛管が、また、昭和54年度から平成6年度までの施工分ではポリエチレン一層管が使用されている場合があります。これらの給水管を使用のかたは、次のことに留意してください。

*宅地内の給水設備はお客様の財産です。

鉛管

厚生労働省は水質基準で鉛の濃度を「1リットル当たり0.01ミリグラム以下」と定めています。鉛管はメータ（量水器）前後の1～2メートル程度使用している場合がほとんどであり、毎日の通常使用には問題ありません。ただし、留守の後などは水が長時間滞留したことによりごく微量の鉛が水に溶け出している可能性もあるため、バケツ1杯（約6リットル）の最初の水は飲用以外に使用してください。なお、家屋の建て替えや改築等の計画時には、ポリエチレン二層管への取り替えをお勧めしています。

*公道部分の鉛管は、水道本管の取り替え時や漏水修理時にポリエチレン二層管へ取り替えています。

ポリエチレン一層管

ポリエチレン一層管は、構造上、内面はく離による流量低下などの問題が起こることがあります。この場合、メータ（量水器）フィルターに付着したはく離物の除去作業などが必要ですので、宗像地区水道管理センター施設課にお問い合わせください。

*公道部分のポリエチレン一層管は、水道本管の取り替え時や漏水修理時にポリエチレン二層管へ取り替えています。

*公道部分の鉛管は、水道本管の取り替え時や漏水修理時にポリエチレン二層管へ取り替えています。

問い合わせ 宗像地区水道管理センター施設課 ☎62・0975

ダムなどの水道施設は立入禁止です

宗像地区事務組合が管理する吉田ダム、多礼ダム及び久末ダムは水道用水の安全確保・危険防止のため、立ち入り禁止にしています。魚釣りも禁止です。釣りをしている人などを見かけられた際には、御連絡ください。

久末ダムにつきましては、周回の管理道路をウォーキングコースとして開放していますが、管理道路（ウォーキングコース）を外れてダム内に立ち入ることはできません。

問い合わせ 宗像地区水道管理センター施設課 ☎62・0975
宗像地区事務組合経営施設課施設係 ☎62・0031

宗像地区事務組合だより

企画編集 宗像地区事務組合総務課 住所 〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地 ☎62・0031 FAX 62・1970
E-mail info@munakatajimu.or.jp ホームページ http://www.munakatajimu.or.jp/

宗像地区事務組合上下水道料金等 徴収関連業務委託事業者変更のお知らせ

4月1日より、水道メータの検針から料金徴収にいたる一連の業務を「ヴェオリア・ジェネッツ・西日本ビルメンテナンス委託業務共同企業体」に委託します。

1 業務委託先

ヴェオリア・ジェネッツ・西日本ビルメンテナンス委託業務共同企業体

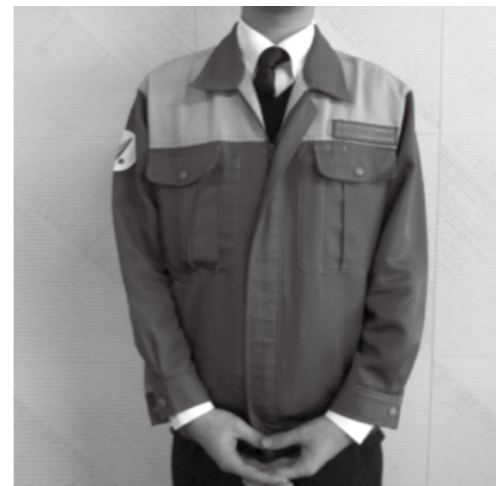
2 業務委託内容

水道料金及び下水道使用料等の徴収に関する、料金案内他（開始、中止等）窓口業務、検針業務、調定業務、収納業務、未納整理業務、開閉栓業務、その他業務

3 業務履行期間

平成29年4月1日～平成33年3月31日

4 業務委託事業者の制服

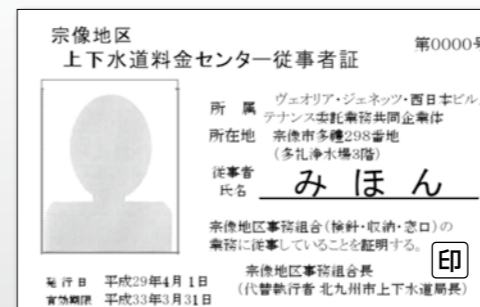


現地調査員



検針員

5 宗像地区上下水道料金センター従事者証（見本）



業務委託先の担当者がお客さま宅にお伺いする際は、左記の「従事者証」を携帯していますので、必要ときは提示を求めてください。